

スマートマスター資格

『スマートマスターのいる店 登録・紹介制度』について

1. 制度の名称

『スマートマスターのいる店 登録・紹介制度』

2. 制度のねらい

スマートハウスやその関連サービス・製品等について関心を持たれている消費者の方々が、スマートハウスに関連してお気軽にご相談いただける“スマート化する住まいと暮らしのスペシャリスト『スマートマスター』”のいる店舗やオフィスなどを紹介し、スマートハウスおよび関連サービス等の円滑な推進を促進します。

3. 制度の概要

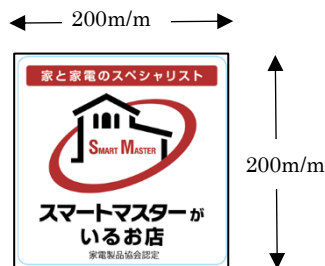
1) スマートマスターのいる店としての『登録』

次の要件を満たす事業者(個人経営主を含む)は、店舗やオフィス等の消費者との接点単位で、消費者への公開用データベースに「スマートマスターのいる店」として登録することができます。

<登録するための要件>

- ①家電製品協会認定の「スマートマスター資格」を保有する人材が在籍すること
- ②上記①の人材は、お客様の求めに応じ「スマートハウス関連の相談」などに対応できること

なお、上記要件を満たすことで登録店となった店舗等には、登録の証として「登録店ステッカー」が交付されます。(上記データベースは、家電製品協会認定センターが管理・運営します)



登録店ステッカー（イメージ）

2) スマートマスターのいる店としての『紹介』

上記 1)にて登録された店舗やオフィスは、消費者を対象として以下の方法にて公開されます。

- ①家電製品協会認定センターのホームページにて店舗名・場所等を紹介します。

「スマートマスターがいるお店・オフィス 全国一覧表」

<https://www.aeha.or.jp/nintei-center/consumer/smartmaster/consulting/>

- ②Web 情報など各種メディアにて当該情報を紹介していただく計画です。

また、スマートマスターに関するマスコミ取材などが企画される場合、登録された法人・団体様を取材先対象とし、ご相談の上、メディア等にご紹介させていただきます。

4. 当面の計画と具体的な手続き

来る11月1日付にて認定される新たなスマートマスターに対して、次の要領にて当該制度を適用します。

1)『登録(申請)』手続き	
① 受付開始	2020年10月9日(金)より随時 (※) ※9月に行われたスマートマスターの認定試験結果(可否)は、10月9日(金)より認定センターホームページ上のマイページにて各受験者に開示。団体申請については各お申込み団体に 対して結果ご連絡済みです。
② 申請書類	家電製品協会認定センターのホームページ「企業・団体の方へ」⇒「登録・紹介制度」 に所定の申請書類(※)を掲示 ※申請書類には「一般様式」と「団体様式」の2種類あり。一度に複数の店舗等を登録申請 する場合は後者の申請書を使用してください。
② 申請書類の提出先	家電製品協会認定センター宛「メール添付」にて送付してください。 (メールを使用できない場合は家電製品協会認定センターまでお電話ください) ・メールアドレス nintei-info@aeha.or.jp ・電話番号 03-6741-5609
④ 登録の完了	申請された内容の登録は、「登録店ステッカー」の発送をもって完了通知とします。
⑤ 登録費用等	不 要
2)『紹介』手続き	
① 家電製品協会認定 センターホームペー ジへの掲載	11月6日(金)までに申請書類を提出され、登録を完了した内容については、11月19 日(木)より、初回広報として、認定センターのホームページにて一斉に店舗名等を公 開します。なお、以降は随時、登録リストのメンテナンスを実施します。
② 新聞・雑誌等メディ アへの紹介	11月6日(金)までに申請書類を提出され、登録を完了した内容については、上記① と同様に、11月25日(水)、各種メディアに対して、一斉に店舗名等を発表します。
3)『登録データのメンテ』手続き	
① 登録データに変化が 生じた場合の対応	スマートマスター資格保有者の異動や離職などにより、前述3.1)に記載している「登 録のための2つの要件」のいずれかが“欠格”となった場合、認定センター事務局 へ連絡していただくことで、ホームページへの掲載内容を修正します。

5. そ の 他

1) 消費者の認知を促進するためのオプション・グッズの販売

上述の「登録店ステッカー」に加え、各店舗等にてスマートマスターの存在をPRするためのツール
として、次のグッズをオプションとして準備していますので、精々ご活用ください。

https://www.aeja.or.jp/nintei-center/steps/smartmaster_system/

卓上用のぼり	店頭用のぼり
 卓上用のぼり 購入は認定センター事務局 へご相談ください。	 店頭用のぼり 購入は認定センター事務局 へご相談ください。